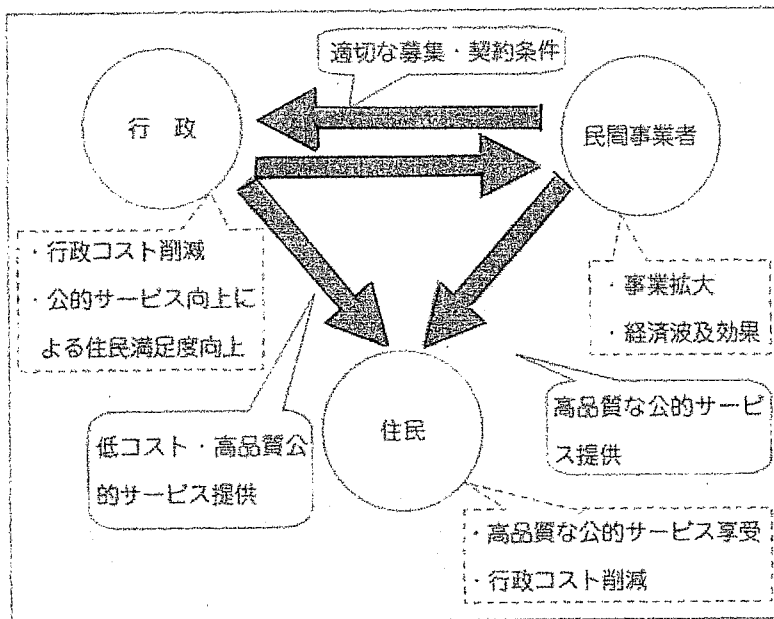
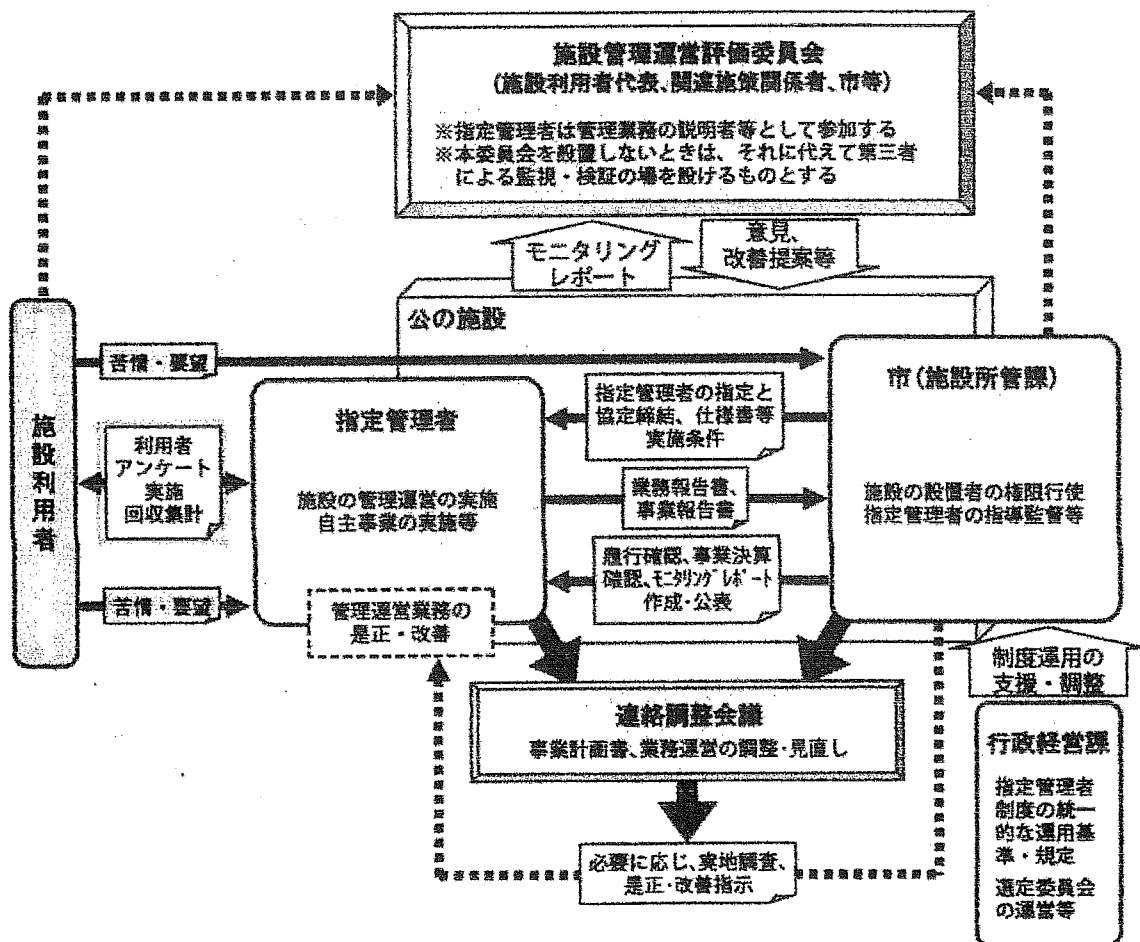


図 指定管理者制度導入におけるトリプルウィンの関係構築



出典：三菱総合研究所ホームページ

3-2 モニタリングの実施主体等の全体像 (四日市市)



山陽小野田市 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案)

杉本保喜議員

資料2

地区	No	順位	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						所在地	電話番号	避難所管理 責任者の指定
					高潮	洪水	土砂 災害	地震	津波	大規模 な火事			
本山	1		本山小学校	○	○	○	○	○	○	○	小野田482(松浜)	88-0169	有
	2	①	本山公民館(福祉会館併設)	○	○	○	○	○	○	×	小野田275-2(大須恵)	88-2001	有
	3		本山コミュニティ体育館	○	○	○	○	○	○	×	小野田275-3(大須恵)	88-2001	有
	4	広域	竜王山		-	-	-	○	○	○	小野田1261	-	-
赤崎	5		赤崎小学校	○	△	○	○	○	○	○	小野田4402(松角)	88-0139	有
	6	①	赤崎公民館(福祉会館併設)	○	△	○	○	○	×	×	赤崎一丁目1番1号	88-0162	有
	7		竜王中学校	○	○	○	○	○	○	○	小野田3923(松角)	88-0198	有
	8		山口東京理科大学(体育館)		×	○	○	○	×	×	大学通一丁目1-1	88-3500	有
須恵	9		商工センター		△	○	○	×	×	×	中央二丁目3-1	84-4111	有
	10		須恵小学校	○	△	○	○	○	○	○	小野田5258(南若山)	84-5208	有
	11		小野田中学校	○	○	○	○	○	○	○	丸河内1018(丸河内)	83-2576	有
	12	①	須恵公民館(福祉会館併設)	○	△	○	○	○	×	×	中央四丁目4-1	83-3360	有
	13		須恵コミュニティ体育館	○	△	○	○	○	×	×	須恵一丁目4-1	84-5156	有
	14		小野田工業高等学校(体育館)		×	○	○	○	×	×	中央二丁目6-1	83-2153	有
	15	広域	須恵健康公園		-	-	-	○	×	○	須恵一丁目	-	-
小野田	16		中央福祉センター		△	○	○	×	×	×	千代町一丁目2-28	83-2050	有
	17		小野田小学校	○	△	○	○	○	×	○	中川三丁目2-1	83-2066	有
	18	①	市民館(公民館併設)	○	△	○	○	×	×	×	栄町9-25	83-5700	有
	19		市民体育館	○	△	○	○	○	×	×	中川五丁目2-1	84-2430	有
高泊	20	①	高泊小学校	○	○	○	○	○	○	○	西高泊923(郷)	83-2118	有
	21		高泊公民館(福祉会館併設)	○	×	○	○	○	×	×	西高泊2274-1(高浜)	84-1500	有
	22		高泊コミュニティ体育館	○	×	○	○	○	×	×	西高泊2274-1(高浜)	84-1500	有
高千帆	23		高千帆公民館		△	△	○	×	×	×	日の出三丁目11-11	83-3113	有
	24	①	高千帆福祉会館	○	△	○	○	○	×	×	日の出三丁目14-1	84-6200	有
	25		山陽小野田市役所		△	△	○	×	×	×	日の出一丁目1-1	82-1111	有
	26		小野田高等学校(体育館)		○	○	△	○	○	×	掃山一丁目26-1	83-2373	有
	27	①	高千帆小学校	○	○	○	○	○	○	○	掃山一丁目25-1	83-2642	有
	28		高千帆中学校	○	○	○	△	○	○	○	掃山二丁目8-1	84-5611	有

山陽小野田市 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案)

杉本保喜議員

資料3

地区	No	順位	名称	指定避難所	指定緊急避難場所					所在地	電話番号	避難所管理 責任者の指定	
					高潮	洪水	土砂 災害	地震	津波				大規模 な火事
埴生・津布田	51	①	津布田小学校	○	○	○	○	○	○	○	津布田1028-1(東郷)	76-0109	有
	52		森本公会堂		○	○	○	×	○	×	森本	-	有
	53	①	埴生中学校	○	○	○	○	○	○	○	埴生283(東側)	76-0033	有
	54	①	埴生公民館	○	○	○	○	×	○	×	埴生525-1(東側)	76-0066	有
	55		埴生小学校	○	○	○	○	○	○	○	埴生1996(西側)	76-0014	有
	56		福田公会堂		○	○	×	×	○	×	福田	-	有
	57		長生園		○	○	○	×	○	×	埴生2156-2(西糸根)	76-2136	有
	58		サンライフ山陽		○	○	○	○	○	×	埴生2156-2(西糸根)	76-3443	有

※ 事前避難のために開設する避難所は、災害の状況を考慮した上で、順位①の避難所を優先して開設を決定する。

※ 高潮・洪水・土砂災害については、その性質上、雨が降っている状況を想定する。

※ 地震については、新耐震基準施行(S55.3)以前に建築された施設で耐震補強又は耐震診断が実施されていない施設は不適とする。

※ 津波については、山口県が公表した津波浸水想定区域において浸水区域に位置する施設は不適とする。また、旧小野田地区は海拔3.4m以下、旧山陽地区は海拔3.7m以下の施設は不適とする。

※ 火山現象は、対象とする火山がないため省略する。また、内水氾濫は、洪水に準じる。

※ 指定避難所とは、災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等をいう。

※ 指定緊急避難場所とは、災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所をいう。

※ 避難所・避難場所の災害ごとの適否の表示は、次のとおりとする。

○:適、×:不適、-:対象外施設(対象の災害で施設を使用することが現実的ではないため。)、△:施設の構造上(2階以上等)避難先として利用が可能な施設